

飼料高騰対策支援金を交付します

〈問い合わせ〉農政課 農政係 ☎0967(67)2706



世界的なエネルギー価格高騰およびウクライナ情勢に伴う輸入穀物価格の上昇により、配合飼料が高騰し、畜産経営に影響を及ぼしている村内の農業者に対し、支援金を交付します。

■対象条件

- (1) 村内に住所（法人その他の団体にあつては、本店または主たる事業所）を持つこと。
- (2) 現に畜産業を営んでいること。
- (3) 支援金の交付申請時において、支援金の交付に係る事業を継続して実施し、引き続き村内で対象事業を継続して実施する意思を持っていること。
- (4) 対象事業を営むに当たって関係する法令および条例などを遵守していること。
- (5) 村税を滞納していないこと。

■支援金額

- ・肉用牛、乳用牛（繁殖牛）
1頭につき 1,300円
- ・肉用牛、乳用牛（肥育牛）
1頭につき 6,500円

※令和8年11月1日現在において個体識別情報が付与してある肉用牛または乳用牛に限る



飼料の一例

■申請締め切り

令和9年1月29日（金）

■申請方法

農政課 農政係へ申請書を提出してください。申請書は村ホームページ、または農政課窓口にあります。



村HP

南阿蘇村そば作付振興補助金を交付します

〈問い合わせ〉農政課 農政係 ☎0967(67)2706



村における「そば」の作付拡大および生産振興を図り、農業経営の安定と地域農業の活性化に資するため、南阿蘇村そば作付振興補助金を交付します。

■助成対象者

- (1) 村内に住所を持つ個人または村内に主たる事務所を置く法人・生産者団体であること。
- (2) 村税、国民健康保険税、その他村に対する一切の債務の滞納がないこと。
- (3) 当該年度において、村内の農地でそばを栽培し、適正に管理・収穫を行った人であること。

■補助金の額

出荷数量1袋につき1,500円
（1袋当たり22.5kg換算）
※上限100万円

■申請の方法

対象者には令和9年1月頃、農政課 農政係から郵送で通知しますので、ご確認ください。



そばの花



茹で上がったそば